

京の三条まちづくり協議会において

## 「地域景観づくり協議会」

### の活動が始まります！

～建築主や事業主と、計画について意見交換ができるようになります～

平素は、三条のまちづくりにご協力いただきありがとうございます。

京の三条まちづくり協議会では、京都市認定「地域景観づくり協議会」の活動を進めるための専門委員会「景観まちづくり委員会」を設立いたしました。主な任務は、新しく建築しようとしてされている方、看板を掛け替えようとしてされている方等へ「計画書」を理解していただくことと、意見交換会の開催となります。

景観まちづくり委員会の委員は委員長・副委員長・幹事長・幹事・常任委員で構成されております。具体的な意見交換会の開催は幹事を中心に実施いたしますが、各町内会長様や各マンション理事長様も常任委員として委員会活動への参加をお願いいたします。詳細は「景観まちづくり委員会」細則をご覧ください。

#### 【地域景観づくり協議会制度とは】

地域住民が主体となって景観づくりに取り組む組織を京都市が「地域景観づくり協議会」として認定する制度です。京の三条まちづくり協議会は2016年11月に地域景観づくり協議会として組織認定されました。これまで地域が育んできたまちなみや風情を建築主や事業主の方にお伝えし、ともに三条の未来を熟議するため、「地域景観づくり協議会計画書」を作成いたしました。

京の三条まちづくり協議会は、「三条通界わい景観整備地区」に指定された区域にある、三条通の寺町通から新町通までの7つの町内会（京都市中京区弁慶石町、中之町、枳屋町、菱屋町、梅忠町、御倉町、衣棚町）で活動しています。ただし、地域景観づくり協議会の活動区域としては、明倫自治連合会と姉小路界隈まちづくり協議会の活動区域を除く、京都市中京区菱屋町、梅忠町と、弁慶石町、中之町、枳屋町の各一部の区域です。

#### 【問い合わせ】

〔地域景観づくり制度について〕

京都市景観政策課 ☎：075-222-3397

〔まちづくり活動について〕

京の三条まちづくり協議会（事務局：西村吉象堂内）

FAX：075-211-0314

E-mail：kyo.sanjo.street@gmail.com

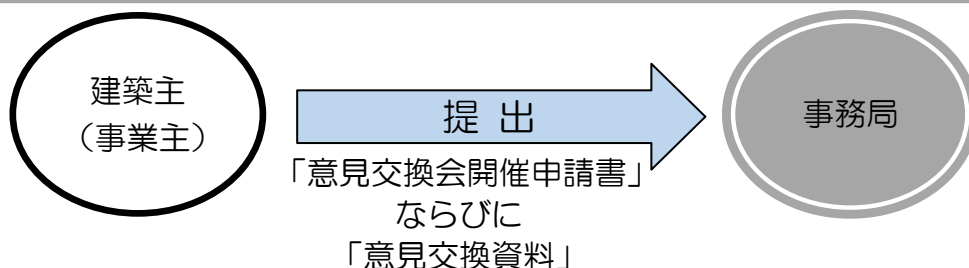
「まもろう、三条通の景観と品格」

「つくろう、にぎわいとコミュニティ」

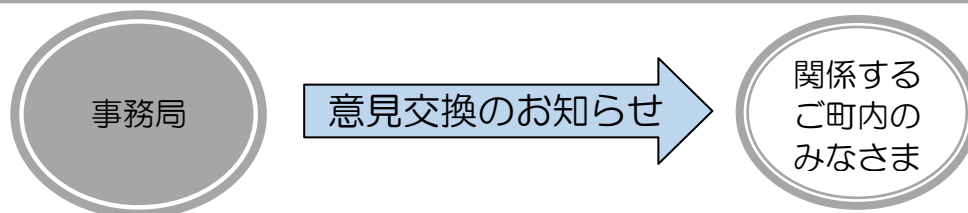
## 【参考】 意見交換の進め方（イメージ）

意見交換は、関係者の中で三条通の将来像について具体的に話し合い、互いに配慮あって景観づくりを進めて行くことができる信頼関係と良好な協力関係を保っていくために行うものです。

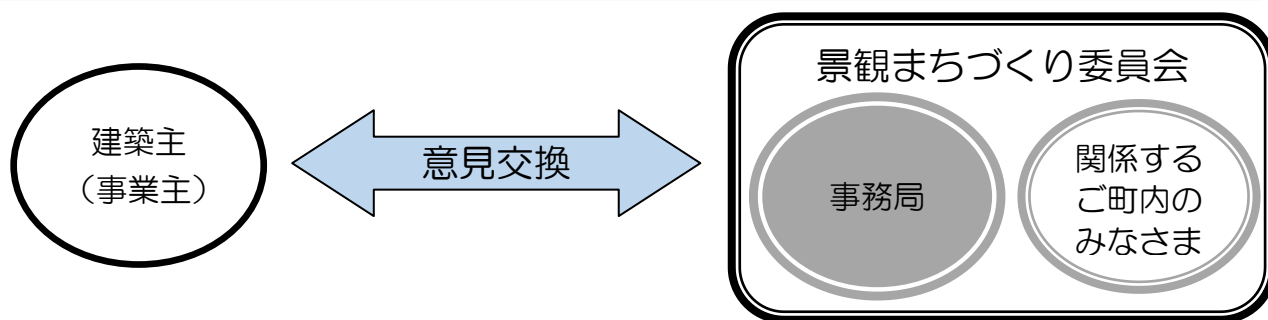
- ① 建築主（事業主）から計画概要がわかる「意見交換会開催申請書」ならびに「意見交換資料」が、京の三条まちづくり協議会の事務局に提出されます。



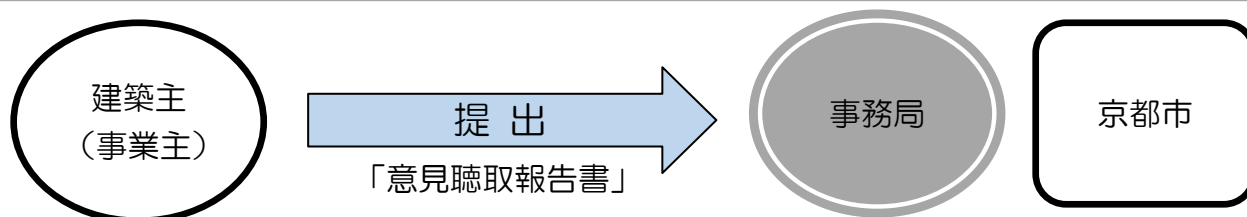
- ② 提出された「意見交換会開催申請書」ならびに「意見交換資料」を、関係するご町内や地域の皆さまにお配りし、意見交換の実施についてお知らせいたします。



- ③ 建築主（事業主）と、計画について意見交換会を開催します。



- ④ 建築主（事業主）は、意見交換の内容を「意見聴取報告書」にまとめ、京都市と協議会に提出します。



# 京の三条まちづくり協議会「景観まちづくり委員会」細則

(目的)

**第1条** 京の三条まちづくり協議会会則(以下「会則」という。)第19条の規定に基づき設置された景観まちづくり委員会(以下「委員会」という。)は、京の三条まちづくり協議会(以下「本協議会」という。)において、京都市認定「地域景観づくり協議会」の任務を遂行するとともに、委員会に関する事項を定め、本協議会の共同の利益を維持・増進するための有効な方法を検討することを目的とする。

(委員)

**第2条** 委員会は次の構成とする。

- 一 委員長・・・1名。本協議会会長が務める。
  - 二 副委員長・・・1名。本協議会事務局長が務める。
  - 三 幹事長・・・1名。幹事の互選による。
  - 四 幹事・・・10名以内。
  - 五 常任委員・・・各町内会長、各マンション理事長。
- 2 委員会の構成員は、会長が運営委員会(注1)の承認を経て任命するとともに、総会へ報告する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 幹事は本会の活動を進めるために、必要な業務を執行する。
- 6 常任委員は各町内会、各マンションとの調整を行う。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 会長は、委員の任期途中であっても運営委員会の承認を得た場合は委員を解任することができる。

(委員会の業務)

**第4条** 委員会は、第1条の目的を達成するため、地域景観づくり協議会に関する業務を行う。

(委員会の開催および議決)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長が務める。

2 幹事長、若しくは運営委員会が委員会の招集を請求した場合、委員長は速やかに委員会を招集しなければならない。

3 委員会には、運営委員が出席できる他、委員長が必要と認めた者は委員会に出席することができる。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立する。

5 議決を必要とする議事は、出席委員の4分の3以上の同意をもって決するものとする。

(幹事会の業務)

**第6条** 委員会とは別に、幹事会を設ける。

2 幹事会は意見交換会に関する事項を取り扱うとともに、別紙1に定めた業務を行う。

(幹事会の開催)

**第7条** 幹事会は、幹事長が招集し、議長は幹事長が務める。

- 2 幹事長は、具体的な案件を取り扱う幹事会を開催する。
- 3 幹事会には、運営委員が出席できる他、幹事長が必要と認めた者は幹事会に出席することができる。
- 4 幹事会は幹事の半数以上の出席により成立する。

(委員会の報告)

**第8条** 委員長は、委員会の開催後一週間以内に、協議内容を運営委員会へ報告するものとする。

(幹事会の報告)

**第9条** 幹事長は、幹事会の開催後一週間以内に、協議内容を委員長へ報告するものとする。

(委員の誠実義務)

**第10条** 委員は、法令、会則並びに本細則、総会及び運営委員会の決議に従い、本協議会のために誠実に業務を遂行する。

2 委員会において策定した運営委員会への提案事項の決定権は、運営委員会が有するものその責任の遂行は委員会も同様に負うものとする。

(顧問及び相談役並びに支援団体)

**第11条** 委員会の運営について助言を得るために顧問1名及び相談役複数名並びに支援団体を置くことができる。

2 顧問及び相談役並びに支援団体は、会長が運営委員会の承認を得て委嘱し、委員会並びに総会へ報告する。

3 顧問及び相談役並びに支援団体の委嘱期間は運営委員会で定めた2年以内の期間とし、再任を妨げない。

4 顧問及び相談役並びに支援団体は、委員会の求めに応じ助言を述べる他、委員会及び総会並びに運営委員会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(経費)

**第12条** 委員会の運営活動上必要な経費は、運営委員会の決裁を経て活動費から支出することができる。

(解散)

**第13条** 会長は、委員会に付託した業務の終了などにより委員会の存在が不要となった場合は何時でも、運営委員会の承認を得て総会に当該委員会の解散を諮ることができる。

(その他)

**第14条** この細則に定めのない事項については、会則の定めに従うものとし、それ以外は運営委員会の決議に委ねるものとする。ただし細則の改正は運営委員会の承認を必要とする。

(付則)

**第15条** この細則は総会承認の日から効力を発する。

(注1) 運営委員会：本協議会のスムーズな運営を図るため、事務局のもとに役員並びに役員会が指名した活動会員によって構成されたもの。

以上

平成29年5月21日 平成29年度通常総会承認

(別紙1)

## 京の三条まちづくり協議会「景観まちづくり委員会」細則

(幹事会の業務)

**第6条2** 幹事会は意見交換会に関する事項を取り扱うとともに、別紙1に定めた業務を行う。

- ・意見交換会に関する事項のすべて
- ・常任委員への情報提供

1. 「意見交換会開催申請書」、「意見交換資料」の受理
2. 常任委員への通知
3. 提出書類（申請書、資料）の検討
4. 建築主へ追加資料などの連絡および意見交換会へ向けての打合せ
5. 意見交換会の日程調整
6. 意見交換会へ向けての資料検討・作成
7. **意見交換会**
8. 「意見聴取報告書」の確認
9. まとめ

